

小平市自治基本条例

前文

第1章 総則(第1条―第3条)

第2章 市民等(第4条―第9条)

第3章 参加及び協働(第10条―第13条)

第4章 市民投票制度(第14条)

第5章 コミュニティ活動(第15条―第16条)

第6章 議会(第17条―第19条)

前文

【説明】前文では、条例の制定趣旨と基本的な考え方について述べています。また、市の地域性や将来に向けてどのようなまちを目指すのかについて明らかにし、小平市の自治の規範として、この条例を制定することを宣言しています。

ここでは、自治の主体、担い手となる市民の決意を宣言するという意味で「私たち」として、市民を主語にした表現を用いています。

私たちのまち「こだい」は、武蔵野台地のほぼ中央に在り、江戸時代に玉川上水の開通による新田開発によって開け、水と緑豊かなまちになりました。今も玉川上水と野火止用水に囲まれ、武蔵野の自然に恵まれた住宅都市であり、多くの大学を有する学園都市でもあります。私たちは、先人が開き、長年培ってきたこのまちの水と緑豊かな環境や文化を守り、持続可能なまちをつくり、次世代へ手渡したいと願います。

私たちは、互いの人権を尊重し、違いを認め合い、いのちを大切にすることをめぐみ、平和の実現に努めます。

私たちは、暮らしと仕事を学びそして文化の調和のとれた豊かな地域社会を築き、住むことが誇りに思えるまち「こだい」を目指します。そのため、私たちは、市政を議会及び市長に信託するとともに、参加や協働を通じて、市民自治のまちづくりを進めます。

ここに私たちは、小平市の自治の基本理念と進め方を明らかにする規範として、この条例を定めます。

第1章 総則

【説明】第1章では、この条例全体に渡る基本的な事項として、条例の目的、基本理念、条例で使う重要な用語の定義などについて規定しています。

【目的】この条例は、小平市の自治の基本理念並びに市民、議会、市長等の在り方及び市政に関する基本的な事項を定めることにより、自治の実現を図ることを目的とする。

【自治の基本理念及びその実現】

第2条 市民は、市政を議会及び市長に信託するとともに、互いに協力して積極的にまちづくりに取り組むものとする。

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 市民 小平市の区域内(以下「市内」といふ。)に住所を有する個人をいふ。
- 2 市民等 市民並びに市内で働き、学び、又は活動する個人(市民を除く。)及び市内で活動する法人その他の団体をいふ。
- 3 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいふ。
- 4 市 議会及び執行機関をいふ。
- 5 参加 市政の計画、実施及び評価のそれぞれの過程において、執行機関に対し積極的に意見等を表明することをいふ。
- 6 協働 市民等及び執行機関が、それぞれの役割及び責任の下で公共的なサービスの提供を協力して行うことをいふ。
- 7 まちづくり活動 自治活動、ボランティア活動その他の地域社会の維持及び向上に役立つ活動をいふ。

第2章 市民等

【説明】第2章では、小平市の自治を進めていく担い手となる市民等の基本的な権利や責務などについて規定しています。

第4条 市民及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体は、法令又は条例の定めるところにより、行政サービスを受ける権利を有し、及び市政の運営に要する費用を租税等により負担する義務を負う。

第5条 市民及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体は、市政に参加する権利を有する。

第6条 市民等は、まちづくり活動を行うに当たり、互いの意見及び行動を尊重するものとする。

第7章 市長等(第20条―第22条)

第8章 行財政運営(第23条―第32条)

第9章 国、都等との関係(第33条―第36条)

第10章 条例の位置付け及び見直し(第37条―第39条)

第11章 補則(第39条)

第3章 参加及び協働

【説明】第3章では、参加に関する制度や手法を第5条の「参加をする権利」に基づき明確にし、参加の機会を保障について規定しています。

また、協働に関しては、位置づけや推進のための基盤づくりについて規定しています。

第10条 執行機関は、次に掲げる事項を行う場合は、参加をする機会を保障するものとする。

- 1 長期総合計画又は個別分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- 2 義務の制定し、又は権利を制限する内容を有する条例の制定又は改廃に係る案の作成
- 3 市民生活に重大な影響を及ぼす施策又は制度の導入又は改廃
- 4 重要な市の施設の設置又は廃止
- 5 前各号に準ずる事項であつて別に定めるもの

第4章 市民投票制度

【説明】第4章では、市民の生活に重大な影響を及ぼすような個別の事案について、市民の意思を直接反映することを目的とし、現行制度である間接民主制を補完するものとして市民投票制度について規定しています。

第14条 市は、市政に関する重要な事項について、市民、議会又は市長の発意に基づき、市民の意思を直接確認するため、市民による投票(以下「市民投票」といふ。)を実施することができる。

第15条 市は、市民投票が実施された場合は、その結果を尊重しなければならない。

- 1 市長の職務(第20条)
- 2 市長は、公職者としての責任を自覚し、公正かつ誠実に市政を運営し、市民本位の市政を推進しなければならない。
- 3 市長は、市政の総合かつ計画的な方針を示し、互いに連絡を図り、すべて一体として、市民本位の市政を推進しなければならない。
- 4 市長は、市政を推進しなければならない。
- 5 市長は、市政の総合かつ計画的な方針を示し、互いに連絡を図り、すべて一体として、市民本位の市政を推進しなければならない。
- 6 市長は、市政を推進しなければならない。
- 7 市長は、市政を推進しなければならない。
- 8 市長は、市政を推進しなければならない。
- 9 市長は、市政を推進しなければならない。
- 10 市長は、市政を推進しなければならない。
- 11 市長は、市政を推進しなければならない。
- 12 市長は、市政を推進しなければならない。
- 13 市長は、市政を推進しなければならない。
- 14 市長は、市政を推進しなければならない。
- 15 市長は、市政を推進しなければならない。
- 16 市長は、市政を推進しなければならない。
- 17 市長は、市政を推進しなければならない。
- 18 市長は、市政を推進しなければならない。
- 19 市長は、市政を推進しなければならない。
- 20 市長は、市政を推進しなければならない。
- 21 市長は、市政を推進しなければならない。
- 22 市長は、市政を推進しなければならない。
- 23 市長は、市政を推進しなければならない。
- 24 市長は、市政を推進しなければならない。
- 25 市長は、市政を推進しなければならない。
- 26 市長は、市政を推進しなければならない。
- 27 市長は、市政を推進しなければならない。
- 28 市長は、市政を推進しなければならない。
- 29 市長は、市政を推進しなければならない。
- 30 市長は、市政を推進しなければならない。
- 31 市長は、市政を推進しなければならない。
- 32 市長は、市政を推進しなければならない。
- 33 市長は、市政を推進しなければならない。
- 34 市長は、市政を推進しなければならない。
- 35 市長は、市政を推進しなければならない。
- 36 市長は、市政を推進しなければならない。
- 37 市長は、市政を推進しなければならない。
- 38 市長は、市政を推進しなければならない。
- 39 市長は、市政を推進しなければならない。

第5章 コミュニティ活動

【説明】第5章では、自治会や市民活動団体などの、個々の市民では解決できない地域のさまざまな課題を解決する活動を「コミュニティ活動」と位置づけています。

第15条 市民等は、市内のそれぞれの地域において住みよい地域社会を築くことを目的として、当該地域を基盤とする、又は当該目的のために活動する組織又は集団によるまちづくり活動(以下「コミュニティ活動」といふ。)を行うことができる。

第16条 市は、「コミュニティ活動」の役割及び自主性を尊重し、必要な支援を行うものとする。

第17条 市は、市内のそれぞれの地域において住みよい地域社会を築くことを目的として、当該地域を基盤とする、又は当該目的のために活動する組織又は集団によるまちづくり活動(以下「コミュニティ活動」といふ。)を行うことができる。

第6章 議会

【説明】第6章では、市民の信託に基づく市議会の基本原則と責務、市議会議員の責務について規定しています。

第7章 市長等

【説明】第7章では、前章の市議会とともに、市民の信託に基づく市長をはじめとする、執行機関の役割と責務及び補助機関としての職員の責務について規定しています。

第20条 市長は、公職者としての責任を自覚し、公正かつ誠実に市政を運営し、市民本位の市政を推進しなければならない。

- 1 市長の職務(第20条)
- 2 市長は、公職者としての責任を自覚し、公正かつ誠実に市政を運営し、市民本位の市政を推進しなければならない。
- 3 市長は、市政の総合かつ計画的な方針を示し、互いに連絡を図り、すべて一体として、市民本位の市政を推進しなければならない。
- 4 市長は、市政を推進しなければならない。
- 5 市長は、市政を推進しなければならない。
- 6 市長は、市政を推進しなければならない。
- 7 市長は、市政を推進しなければならない。
- 8 市長は、市政を推進しなければならない。
- 9 市長は、市政を推進しなければならない。
- 10 市長は、市政を推進しなければならない。
- 11 市長は、市政を推進しなければならない。
- 12 市長は、市政を推進しなければならない。
- 13 市長は、市政を推進しなければならない。
- 14 市長は、市政を推進しなければならない。
- 15 市長は、市政を推進しなければならない。
- 16 市長は、市政を推進しなければならない。
- 17 市長は、市政を推進しなければならない。
- 18 市長は、市政を推進しなければならない。
- 19 市長は、市政を推進しなければならない。
- 20 市長は、市政を推進しなければならない。
- 21 市長は、市政を推進しなければならない。
- 22 市長は、市政を推進しなければならない。
- 23 市長は、市政を推進しなければならない。
- 24 市長は、市政を推進しなければならない。
- 25 市長は、市政を推進しなければならない。
- 26 市長は、市政を推進しなければならない。
- 27 市長は、市政を推進しなければならない。
- 28 市長は、市政を推進しなければならない。
- 29 市長は、市政を推進しなければならない。
- 30 市長は、市政を推進しなければならない。
- 31 市長は、市政を推進しなければならない。
- 32 市長は、市政を推進しなければならない。
- 33 市長は、市政を推進しなければならない。
- 34 市長は、市政を推進しなければならない。
- 35 市長は、市政を推進しなければならない。
- 36 市長は、市政を推進しなければならない。
- 37 市長は、市政を推進しなければならない。
- 38 市長は、市政を推進しなければならない。
- 39 市長は、市政を推進しなければならない。

第8章 行財政運営

【説明】第8章では、行財政運営の基本原則をはじめ、市民本位の市政を進めるための基本的な事項について規定しています。

第23条 市は、市民の福祉の増進を図るため、市長は、健全な行財政運営のために、中期及び長期の財政計画を定めるものとする。

- 1 市長の職務(第20条)
- 2 市長は、公職者としての責任を自覚し、公正かつ誠実に市政を運営し、市民本位の市政を推進しなければならない。
- 3 市長は、市政の総合かつ計画的な方針を示し、互いに連絡を図り、すべて一体として、市民本位の市政を推進しなければならない。
- 4 市長は、市政を推進しなければならない。
- 5 市長は、市政を推進しなければならない。
- 6 市長は、市政を推進しなければならない。
- 7 市長は、市政を推進しなければならない。
- 8 市長は、市政を推進しなければならない。
- 9 市長は、市政を推進しなければならない。
- 10 市長は、市政を推進しなければならない。
- 11 市長は、市政を推進しなければならない。
- 12 市長は、市政を推進しなければならない。
- 13 市長は、市政を推進しなければならない。
- 14 市長は、市政を推進しなければならない。
- 15 市長は、市政を推進しなければならない。
- 16 市長は、市政を推進しなければならない。
- 17 市長は、市政を推進しなければならない。
- 18 市長は、市政を推進しなければならない。
- 19 市長は、市政を推進しなければならない。
- 20 市長は、市政を推進しなければならない。
- 21 市長は、市政を推進しなければならない。
- 22 市長は、市政を推進しなければならない。
- 23 市長は、市政を推進しなければならない。
- 24 市長は、市政を推進しなければならない。
- 25 市長は、市政を推進しなければならない。
- 26 市長は、市政を推進しなければならない。
- 27 市長は、市政を推進しなければならない。
- 28 市長は、市政を推進しなければならない。
- 29 市長は、市政を推進しなければならない。
- 30 市長は、市政を推進しなければならない。
- 31 市長は、市政を推進しなければならない。
- 32 市長は、市政を推進しなければならない。
- 33 市長は、市政を推進しなければならない。
- 34 市長は、市政を推進しなければならない。
- 35 市長は、市政を推進しなければならない。
- 36 市長は、市政を推進しなければならない。
- 37 市長は、市政を推進しなければならない。
- 38 市長は、市政を推進しなければならない。
- 39 市長は、市政を推進しなければならない。

第24条 市は、小平市の将来像を示す長期総合計画を定め、これに即して総合的かつ計画的に市政を運営しなければならない。

第25条 市は、効率的かつ機能的で社会情勢の変化等に柔軟に対応することができる内部組織を編成するものとする。

第26条 市は、その内部組織が政策の企画立案及び実施に当たり、先見性及び創造性を発揮できること、職員の採用及び能力の向上に取り組むものとする。

第27条 市は、その保有する市政に関する情報について公開請求を受けたときは、適正かつ迅速に処理しなければならない。

第28条 市は、個人の権利利益を保護するため、その保有する個人に関する情報を適正に管理しなければならない。

第29条 市は、その保有する個人に関する情報について開示その他適正な措置を請求する権利を保障するため、必要な措置を講じなければならない。

第30条 市は、災害等に対する連携及び協力を行うこととする。

第31条 市は、国際的な関係(第36条)

第32条 市は、その財政状況を総合的に把握し、最少の経費で最大の効果を挙げるよう健全な財政運営に努めるものとする。

第33条 市長は、健全な財政運営のために、中期及び長期の財政計画を定めるものとする。

第34条 市長は、長期総合計画、財政計画等に即して予算を調整するものとする。

第35条 執行機関は、健全な財政運営のため、事務及び事業の見直しに不断に取り組まなければならない。

第36条 執行機関は、租税の公正な賦課及び効率的な徴収、新しい財源の創出、公有財産の活用及びその見直し等を行い、財源の基盤の強化に努めるものとする。

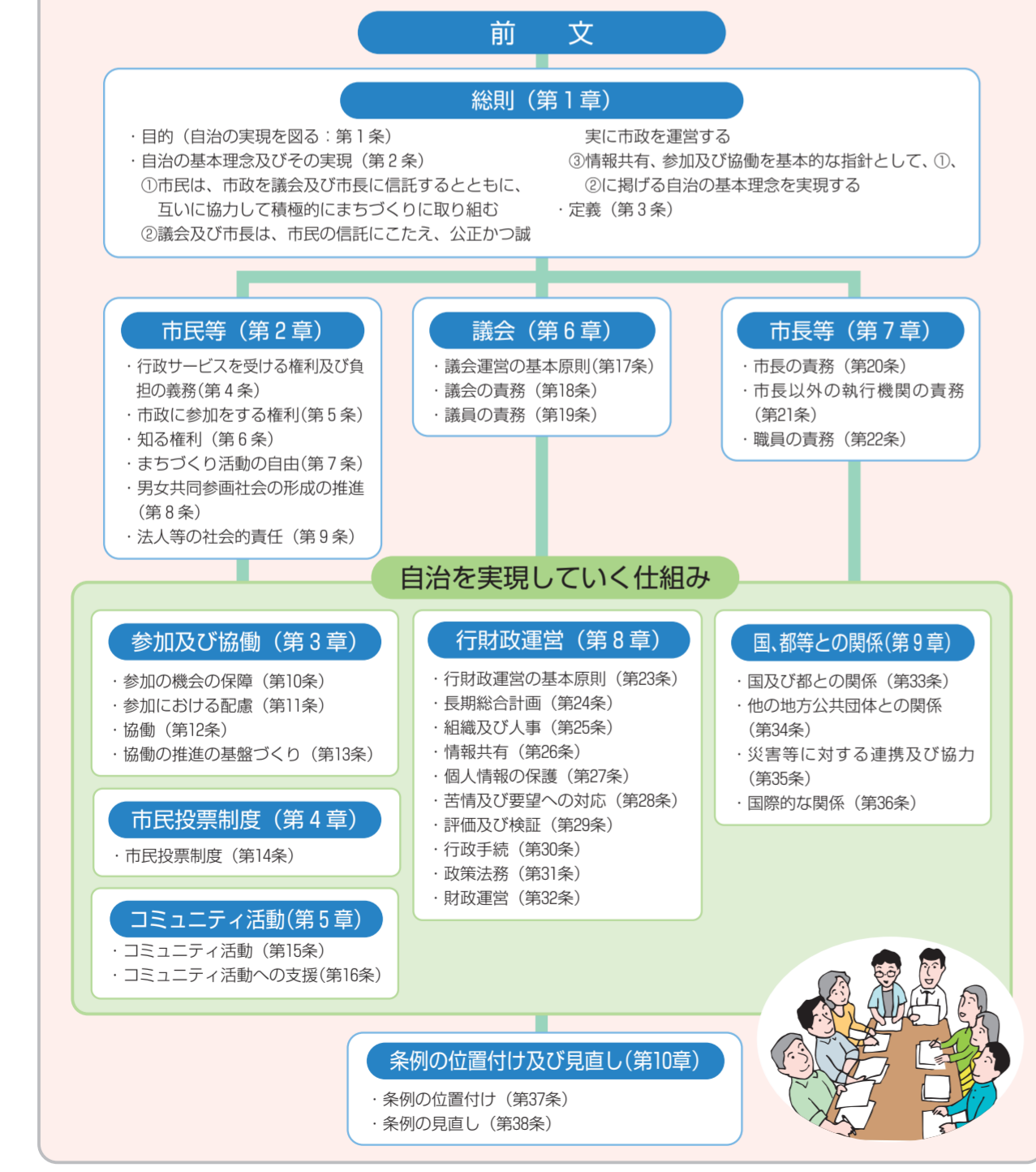
第37条 市は、国及び東京都と適切な関係を保ち、基礎自治体としての充実及び発展を図るために必要な制度、政策等の改善について両者と協力して行うよう努めるものとする。

第38条 市は、共通する課題を解決するため、他の地方公共団体と互いに連携し、及び協力するものとする。

第39条 市は、人類が共通して直面する環境問題その他の国際的な課題が地域の課題と深くかかわっていることを認識し、国際社会の一員としてその解決に取り組むよう努めるものとする。

第40条 この条例は、公布の日から施行する。

小平市自治基本条例の構成



自治基本条例全文は、小平市ホームページでもご覧になれます。また、視覚障がい者に対応した機器の設置場所(秘書広報課(市役所1階)、障害者福祉課(健康福祉事務センター1階)、福祉会館2階窓口)では、条文を聴くことができます。